第1446号
30.3.30
付
小郡三井医師会

福県医発第3231号（地）
平成３０年　３月２９日

各　医　師　会　長　殿

福　岡　県　医　師　会
会長　　松田　峻一良
（　公　印　省　略　）

身体犯被害者に係る医療経費の公費支出制度の改正について

全治１か月以上の重傷を負った身体犯被害者の経済的負担の軽減のため、初診料と診断書料を福岡県警察が負担する本制度については、平成21年５月11日付福県医発第328号（地）「身体犯に係る医療費の公費支出について」にて周知協力依頼をしておりましたが、今般、本制度が下記のとおり改正され、本年４月より運用を開始する旨、福岡県警察本部総務部被害者支援・相談課長より別紙のとおり周知協力依頼がありました。

つきましては、別紙の「身体犯被害者に係る医療経費公費負担制度の拡充について」及び「～医療関係者の皆様へ～」の内容について、貴会におかれましてもご了知いただくとともに、貴会会員への周知協力方につき、ご高配賜りますようよろしくお願い申し上げます。

記

【改正点】

①「殺人未遂罪・強盗致傷罪・逮捕等致傷・傷害罪」等における「全治１か月以上の重傷」の制限について、傷害罪を除いて撤廃。

②支出の対象を初診料・診断書料に加えて「処置料等（初診時検査、応急処置的な治療・投薬費）を追加。※初診時のみで初診料と処置料等をあわせて２万５千円を上限とする。

③被害者が一時的に負担した場合、医療機関から被害者に返金の上、医療機関から警察へ請求し、医療機関に支払いが行われていたが、警察から被害者へ直接支払うことが出来ることとした。
※ただし、領収書等を紛失等により提出できない場合は、警察が被害者に同意を取った上で、医療機関に確認を行う。

以上

小郡三井医師会より
医療保険担当理事　山下拓郎
会長　白石恒明

福警支第１７９号
平成３０年３月１４日

福岡県医師会
会長　松田峻一良　殿

福岡県警察本部総務部
被害者支援・相談課長　林　礼二

身体犯被害者に係る医療経費の公費支出制度改正の周知依頼について

謹啓　時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

また、平素から警察業務の各般にわたり、格別の御理解、御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、犯罪被害者やその家族等（以下、犯罪被害者等）は、犯罪による生命、身体に対する直接的な被害に加え、犯罪被害による収入の途絶、高額な医療費負担等により経済的に困窮する方が数多く見受けられます。また、自宅が被害現場となったり、加害者から逃れたりするため、住居を移す必要が生じるほか、周囲の無理解等から、雇用関係の維持に困難を来すことも少なくありません。

もとより、犯罪等により犯罪被害者等に生じた損害については、第一義的責任を負うのは加害者ですが、加害者に損害賠償責任能力がないことが多く、被害者の多くは十分な賠償を受けられないのが現状です。

このような状況を踏まえ、福岡県警察では、犯罪被害者等の経済的負担を軽減するため、各種公費支出制度を策定、運用してまいりましたが、この度「身体犯被害者に係る医療経費の公費支出制度」を改正し、本年４月からその運用を図りたいと考えております。

本制度は、県内に所在する医療機関の皆様の御協力が不可欠でありますので、貴会におかれましても、本制度に御理解をいただき、円滑な制度の運用に御支援いただきますようよろしくお願い申し上げます。

謹言

記

１　御支援いただきたい事項

貴会会員の皆様に対し、本制度の改正について周知していただき、身体犯被害者の診察及び公費支出手続に御協力いただくようお願いいたします。

また、犯罪被害者等の個人情報の取扱いについては、特段の御配慮をいただくよう、併せてお願いいたします。

２　その他

各医療機関への説明文及び記載いただく請求書面等を併せて添付させていただきます。

福岡県医師会 受付 30.3.16 5580

理事会協議

身体犯被害者に係る医療経費公費負担制度の拡充について

1　本県における身体犯被害者に対する医療費等公費負担制度の概要現状

・　公費支出の対象、範囲

ア　対象者

（対象となる犯罪）
① 殺人未遂罪　② 強盗致傷罪　③ 逮捕等致傷　④ 傷害罪
⑤ ①から④までに掲げる罪以外の罪で致傷を結果とする犯罪

＋ **全治１か月以上の重傷**

イ　公費支出範囲

公費対象 ＝ 初診料 ＋ 診断書料

ただし、初診時の上記費用のみ。上記以外の医療費、２回目以降の医療費は、被害者負担

・　公費支出手続

ア　被害者が未受診で、警察官が同行して受診する場合

①　被害者に同行した警察官が請求書を医療機関に交付
②　医療機関から必要事項を記載してもらった①の請求書を警察官が受領
③　請求書に基づき警察から医療機関の指定口座に振り込み

イ　被害者が既に受診し、医療費を支払っている場合等

①　アの①に同じ
②　医療機関から、被害者が支払った初診料、診断書料を被害者に返金
③　医療機関から、被害者に返金した医療経費の請求書を記載してもらい、警察官が受領
④　請求書に基づき警察から医療機関の指定口座に振り込み

2　改正点

・　公費支出の対象

上記現行対象事件に付随していた「全治１か月以上の重傷」という制限について、傷害罪を除いて撤廃

・　現行の公費負担に「処置料等」を追加

処置料等～初診時の一般的な検査、致傷等に伴う応急処置的な治療・投薬費

公費対象 ＝ 初診料 ＋ **処置料等** ＋ 診断書料

合わせて上限額２５，０００円

ただし、初診時の上記費用のみ。それ以外の医療費、２回目以降の医療費は被害者負担

・　医療機関だけではなく、被害者に直接公費支出

ア　届出時に被害者が未受診で、捜査員が同行して受診する場合

これまでどおり、医療機関に請求書を記載してもらい、医療機関の口座に振り込み（１の・のアのとおり）

イ　届出時に被害者が既に受診し医療費を支払っている場合等

①　被害者に申立書を記載してもらい、医療機関が発行した領収書、診療明細書を添付の上、警察に提出
②　申立書に基づき支払金額を決定し、警察から被害者の指定口座に振り込み

※　ただし、被害者が亡失等により領収書等を提出できない場合は、被害者の同意に基づき、警察官が医療機関に確認する。

～　医療関係者の皆様へ　～

平成３０年３月

貴院におかれましては、平素から警察業務に関し、格段の御理解・御協力をいただき、心からお礼申し上げます。

福岡県警察においては、犯罪被害者の負担軽減を図るため、平成２１年４月から、身体に被害を負う傷害罪等の被害者（以下「身体犯被害者」という。）に対して、１か月以上の重傷害のみ初診料と診断書料の公費支出を行ってきました。医療機関の皆様にもその支払い手続において、御協力いただき深謝いたします。

この度、本制度を

①　初診料、診断書料に加え、初診時の処置料等を追加

②　公費支出先について医療機関に加え、被害者を追加

等のとおり改正し、運用することとしました。

医療関係者の皆様には、被害者の負担を少しでも和らげるため、引き続きまして、手続に関しての御理解・御協力を何卒お願い申し上げます。

１　公費支出の対象となる医療経費

今回、身体犯被害者にかかる公費支出の対象となる医療費は、次のとおりとなりました。

★ 身体犯被害者の初診時の医療経費自己負担額のうち
・初診料、初診時の処置料等（合計上限２５，０００円）
・診断書料（実費）
です。（※性犯罪を除く。）

○　処置料等とは、初診時の一般的な検査、致傷等に伴う応急処置的な治療、投薬費を言います。

○　公費支出の対象となるのは、初診時の上記費用のみとなっています。

・　上記項目以外の医療費
・　初診料と処置料等を合計して２５，０００円を超える医療費
・　２回目以降の医療費

は、被害者の自己負担となります。御迷惑をお掛けしますが、請求書作成時には御注意をお願いします。

○　保険診療でも自由診療でも対応可能としておりますが、上記のとおり被害者の負担が増大しますので、可能な限り保険診療でお願いします。

○　消費税法・同施行令により、健康保険適用及び公費の医療経費については、消費税を付加しないことと定められておりますので、税抜きでお願いします。（診断書料は税

込みでお願いします。）

2　医療費の支払要領等

⑴　警察官が同行して受診する場合

- 医療費は、警察署から医療機関が指定した口座への振込による支払いとなります。制度上、現金支払はできませんので、御理解と御協力をお願いいたします。
- 被害者に同行して来院した捜査員が「請求書」（別添）を持参しますので、項目にチェック（レ点）をしていただき、同請求書で各警察署長あてに医療費の請求をお願いいたします。

　※　記載例を参考にしてください。

- 「請求書」は、診察終了時に作成可能な場合、同行してきた捜査員にその場で手渡して下さい。

　夜間の診察等で、請求書の作成が翌日若しくは後日になる場合は、改めて捜査員が受領に伺います。

- 請求書を受領してから、概ね２週間程度で、医療費が口座振込となる予定です。

⑵　被害者が警察への届出前に医療機関を受診し、医療費を支払っている場合

　これまで、このケースの公費支出手続において、医療機関の皆様には大変御迷惑をお掛けしましたが、この度の改正により、被害者に直接公費支出することが可能となりました。

　ただし、被害者には、医療機関から受領した領収書及び診療明細書等の写しの提出をお願いしています。被害者が領収書等を紛失している場合は、警察職員が、被害者からの「同意書」（別添）を得た上で、「確認報告書」（別添）を作成するための必要事項をお伺いしますので、御協力の程よろしくお願いいたします。

【連絡先】
〒８１２－８５７６
福岡市博多区東公園７番７号
福岡県警察本部総務部被害者支援・相談課犯罪被害者支援係
電話番号　０９２－６４１－４１４１（内線２５３３）

様式第２号（６の(2)及び(3)、７の(6)関係）

同　意　書

□　今回の犯罪被害に伴い、初診時の医療経費（初診料、処置料等、診断書料）について警察での公費支出を希望します。

□　公費支出の限度額は、初診料及び処置料等の合計が２５，０００円（診断書料は除く）であることの説明を受けて理解しました。
超過分は自己負担します。

□　受診者（　　）に係る公費支出申請手続のため、警察から医療機関に対し、
受診年月日
初診料、処置料等及び診断書料
を確認することについて同意します。

年　　月　　日

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

〔受診者との関係：本人・その他（　　）〕

※　該当する項目の□欄に✓印を記入してください。
※　受診者本人が署名できず、代筆する場合は、受診者との関係を明記してください。
※　受診者が未成年の場合は、可能な限り保護者の方の署名もお願いします。

様式第３号（６の(3)、６の(4)関係）

年　　月　　日

警察署長　殿

所在地
医療機関名
代表者名　　㊞

請　　求　　書

年　　月　　日、受診者（　　）の診察に要した医療経費を次のとおり請求します。

請求金額		円	
請求金額の内訳	種別	金　　額	項　　目
	初診料及び処置料等	円	【初診料　　円】 □　時間内　　□　時間外 □　深夜　　□　休日 【処置料等　　円】 □　初回診察時における一般的な検査 □　致傷等に伴う応急処置的な治療・投薬 □　外傷の確認　　□　レントゲン □　犯罪に起因する外傷を明らかにするための検査 （　　）
	診断書料(消費税込)	円	

注　１　初診料及び処置料等の項目については、該当する□欄に✓印を記入してください。
　　２　初診料及び処置料等は合計２５，０００円以内で記入し、２５，０００円を超える費用については受診者に請求してください。

請求額を下記口座に振り込んでください。

金融機関	銀行・金庫　　本店・支店		
口座種別	普通・総合 当座	口座番号	
口座名義	フリガナ		
	氏　　名		

様式第５号（６の(3)関係）

年　　月　　日

警察署長　殿

所属・課係

階級・氏名　　㊞

確　認　報　告　書

年　　月　　日に発生した　　事件被害者の医療経費を次のとおり確認したので報告する。

被害者	住所 氏名　　年齢　　歳	
確認先 医療機関	住所 名称　　電話番号 担当者（係・氏名）	
受診年月日	年　　月　　日	
種　別	金　額	項　目
初診料	円	□ 時間内　□ 時間外 □ 深夜　□ 休日
処置料等	円	□ 初回診察時における一般的な検査 □ 致傷等に伴う応急処置的な治療・投薬 □ 外傷の確認　□ レントゲン □ 犯罪に起因する外傷を明らかにするための検査 （　　）
診断書料 （消費税込）	円	
合　計	円	

※　該当する□欄には、✓印を記入すること。